

# 序 文

柏木 哲夫

(日本ホスピス・緩和ケア研究振興財団理事長)  
金城学院大学学長

わが国のホスピス・緩和ケアの現状を概観する『ホスピス緩和ケア白書』は今回の2007年度版で4冊目になる。さまざまな課題を抱えながら日本のホスピス緩和ケアの働きが着実に社会に根づきつつあることはご同慶の至りである。1970年代に始まった日本のホスピス運動は着実に広がり、2006年12月1日現在、公認のホスピス・緩和ケア病棟は163病棟、3,118床になった。

2006年は、ホスピス・緩和ケアにとっては追い風の年になったといえる。そのひとつに6月に「がん対策基本法」が制定されたことが挙げられる。この法律の基本的施策は、①がんの予防及び早期発見の推進、②がん医療の均てん化の促進、③がん研究の促進、である。緩和ケアに関していえば、②のがん医療の均てん化の促進の中で「国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること」という一文が書かれている。そのほかに、がん患者の在宅ケアに関する項目と、医療従事者に対する緩和ケアの研修についても書かれている。これまで、がんに関する研究や治療に重点が置かれてきた国の方針が緩和ケアにまで向けられるようになったのは大きな変化である。

このような時代的な背景を念頭に置きながら、『ホスピス緩和ケア白書2007』はテーマとして「緩和ケアにおける専門性—緩和ケアチームと緩和ケア病棟」を選んだ。そして、トップに「緩和ケアの施策の方向性」と題して厚生労働省医政局総務課がん対策室の加藤雅志氏に執筆をお願いした。厚生労働省のがん対策の方向性および緩和ケアの専門性（緩和ケア病棟、緩和ケアチームなど）の施策の概要を中心に述べていただいた。また、がん対策基本法と緩和ケアの関連についても触れていただいた。

緩和ケアにおけるコンサルテーション活動の専門性の部分では、緩和ケアチームの活動の現況と展望、緩和ケアチームで活動する医師、看護師の役割、緩和ケアチームの活動について取り上げ、緩和ケア病棟におけるケアの専門性の部分では緩和ケア病棟と緩和ケアチームの連携、緩和ケア病棟の質の評価と看護の専門性に触れた。最後に、緩和ケア病棟におけるケアの専門性の部分では、緩和ケアにおける医師、看護師、薬剤師、ソーシャルワーカーの立場から述べていただいた。

多忙な臨床の日々の中で、執筆してくださった皆様に心から感謝したい。この白書がホスピス、緩和ケアに従事している人たちや、これから新たに取り組もうとしている人たちの参考になることを願っている。